

簡易焼却炉や野外での 焼却行為は禁止です。

ごみの野外焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(第16条の2)により、一部の例外を除き**禁止**されています。

<禁止されている焼却の例>



家庭ごみ（紙ごみ）等の焼却



ドラム缶での焼却



簡易焼却炉での焼却

野外焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却	具体例
風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要なもの	とんど焼き、宗教上の行事
農業、林業及び漁業を営むためにやむを得ないもの	農業者が行う稲わらの焼却、林業者が行う伐採した枝条等の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却
日常生活を営む上で通常行われるもの (軽微なもの)	たき火、キャンプファイヤー

※ビニール・プラスチック類、ゴム、廃油等は焼却できません。

例外行為である焼却を行う際には、次のことに留意してください。

《留意事項》

- 燃やすものを良く乾燥させ、風向きや風の強さ、時間帯を考慮する。
(湿った草木は煙が大量に発生します。風の強い日は煙が広がります。)
- 周辺の住宅との距離を考慮して焼却する。
(洗濯物に臭いがつくなど苦情が入り、消火をお願いする場合があります。)
- 少しずつ燃やすようにし、必要最小限にする。

野外焼却（野焼き） 禁止に関するよくある質問

- Q. ○○で野焼きを行っている。今すぐ止めさせてほしい。
- A. 野焼きの苦情があった場合は、現場確認を行い、必要に応じ指導します。例外的に認められている焼却の場合は、表面の留意事項に著しく違反している場合に指導の対象となります。

- Q. 農業を営むうえで出てくる稲わら、もみ殻、草などを焼却できるか。
- A. 農業行為での焼却は、あくまでも禁止の例外であり、やむを得ないものに限ります。堆肥にするなど野外焼却以外の方法での処分を検討してください。やむを得ず焼却する場合でも近隣への配慮をお願いします。

- Q. 庭の剪定枝をごみステーションに出して良いか。
- A. 剪定枝を燃やせるごみとして出す時は、直径10cm以下、長さ50cm以下に切って紐で束ね、2～3束ずつ出してください。量が多い場合は、一時多量ごみとして、市の処理施設へ直接持ち込んでください。

- Q. 野焼きによりPM2.5の濃度が高くなりますか。
- A. 煙を伴う稲わら等の野焼き行為によって、PM2.5 質量濃度が上昇する場合があります。

※事業所、事業活動に伴って生じた廃棄物

- ◆市では収集しません。自治会（町内会）等が管理するごみステーションに出さないでください。
- ◆福山市ホームページ「事業所から排出される廃棄物について」等を確認し、適正に処理してください。
- ◆産業廃棄物は、「ひろしま産廃ネット」等を確認し、許可のある業者に処理委託してください。

<このチラシの問合せ先>

福山市環境保全課：TEL928-1072 福山市廃棄物対策課：TEL928-1073

2022年（令和4年）11月 作成